

一般社団法人 g i . j p 定時会員総会 議案書

開催日時：2026 年 3 月 15 日（日）10 時 00 分～

開催会場：一般社団法人 g i . j p 事務局

東京都日野市大字川辺堀之内 5 1 9 番地の 3

ビデオ会議システム（Zoom）を用いて実施

報告 1：2025 年期中事業報告

2025 年期中に実施した事業について、以下のように報告します。

《当事者交流会・フォーラム》

- | | |
|------------------|---|
| 2025 年 01 月 25 日 | 新年の抱負を語り合おう
東海交流会 |
| 2025 年 02 月 22 日 | 今年の自分を語ろう
関西交流会 |
| 2025 年 03 月 22 日 | 2025 年春の近況報告会
東海交流会 |
| 2025 年 04 月 05 日 | 春よ来い、浪速へ来い
～日本 GI 学会第 26 回研究大会の報告をふまえて～
関西交流会 |
| 2025 年 04 月 05 日 | 性別移行について考える
九州交流会 |
| 2025 年 04 月 19 日 | GI 学会報告会 2025
東京交流会 |
| 2025 年 05 月 24 日 | 2025 年初夏の近況報告会
東海交流会 |
| 2025 年 06 月 07 日 | 自分の『声』で思いっきり歌おう！
関西交流会 |
| 2025 年 06 月 21 日 | 手ぶらで BBQ
東京交流会 |
| 2025 年 07 月 26 日 | リラックスしながら語り合いましょ
東海交流会 |

- 2025年08月09日 猛暑にめげず関西に集いましょう！
関西交流会
- 2025年08月30日 『終活』を考えよう
東京交流会
- 2025年09月27日 2025年秋待ち近況報告会
東海交流会
- 2025年10月11日 一緒に行きましょう！
関西交流会
- 2025年11月15日 2025年秋の語り合い
東京交流会
- 2025年11月22日 2025年最後の東海交流会
東海交流会
- 2025年12月06日 今年も締めくくりは、関西の語り場で
関西交流会

《講師派遣事業》

実施日： 2025年02月21日

依頼元： 水戸市

演 題： 性的マイノリティ研修

実施日： 通年（電話相談は月1回）

依頼元： 非公開

演 題： 性的マイノリティに関する電話相談・メール相談

《調査研究事業》

公表できる該当事業はありません。研究協力者等の募集について依頼のあったものに適時対応しました。

《提言要望活動》

実施日： 2025年9月10日

相手方： 佐藤英道衆議院議員

内容： 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の改正に関する要望書の提出
・婚姻していないことを求める要件（2号）及び未成年の子がいないことを求める要件（3号要件）の撤廃
<https://gids.or.jp/info/jimukyoku/20250910>

《その他》

実施日： 2025年11月1～2日
内 容： 九州レインボープライド2025に出展

実施日： 2025年11月26日
内 容： ハートフルフェスタ福岡2025に出展

報告2：2026 年 期 支 部 体 制

2026年2月理事会にて、2025年期の支部運営管理者（支部長・副支部長）は以下となることが承認可決されています。以下に記載のない支部運営管理者が不在となっている支部は休止とし、新たに支部運営管理者が選任され任命されるまで、理事会が運営管理を担うこととします。

北海道支部	支部長	日野 由美（再）	副支部長	斎藤 規和
東京支部	支部長	永沼 利一（再）	副支部長	不在
東海支部	支部長	上田 直志（再）	副支部長	不在
北陸支部	支部長	杉本 一華（再）	副支部長	不在
関西支部	支部長	倉嶋 麻理奈（再）	副支部長	炭谷 光
九州支部	支部長	黒部 美咲（再）	副支部長	不在

議案1 2025 年期中決算報告

詳細は、添付の「2025 年期中 決算報告書」をご参照ください。

議案2 2026 年期中事業計画

詳細は、添付の「2026 年期中 事業計画」をご参照ください。

議案3 2026 年期中収支予算

詳細は、添付の「2026 年期中 収支予算」をご参照ください。

議案4 副代表の定数の変更

法人を安定的に維持運営していくため、現在1名と定めている副代表の定数を1名以上に変更することを提案します。定款の表記は以下のようになります。

変更前 (理事及び監事の設置)

第22条 本法人に次の理事及び監事を置く。

- 1) 理事 3名以上10名以内
- 2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表、1名を副代表とする。
- 3 前項の代表をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第91条第1項第1号の代表理事とし、副代表をもって同2号の業務を執行する理事とする。

変更後 (理事及び監事の設置)

第22条 本法人に次の理事及び監事を置く。

- 1) 理事 3名以上10名以内
- 2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表、1名以上を副代表とする。
- 3 前項の代表をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第91条第1項第1号の代表理事とし、副代表をもって同2号の業務を執行する理事とする。

以下余白